

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画

令和 8 年 4 月 1 日

光地区消防組合消防本部  
消防長 赤 星 公 一

光地区消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、光地区消防組合が策定する計画である。

## I 計画期間

計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

## II 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため次のとおり目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

### 目標

- 1 令和 13 年度までに女性消防吏員の比率を 10%以上とする。
- 2 令和 13 年度までに男性職員の育児休業取得率を 85%以上とする。

### Ⅲ 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

(1) Ⅱの目標1の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

ア 採用試験受験者数の増加に向けた取組

本消防組合の魅力と給与や福利厚生、資格取得や将来のロールモデルなどについて情報を積極的に発信する。

イ 女性受験者に対する積極的な情報発信

就職説明会やホームページなどを活用し、本消防組合におけるライフイベントに寄り添った支援体制やハラスメント防止対策等について積極的に情報発信する。

(2) Ⅱの目標2の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

ア 育児休業制度の周知及び徹底

対象職員（予定者含む。）に啓発資料の配付や説明会の実施など、必要な情報を提供することで収入減少等の不安要素を解消し、育児休業の利用を積極的に促進する。

イ モデルケースの共有

男性職員の育児休業取得のモデルケースを共有し、育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。

ウ 利用促進を図るため管理職員へ周知徹底

管理職員の定例会議等で育児休業制度を周知し、その意義や必要性を管理職員が深く理解する。

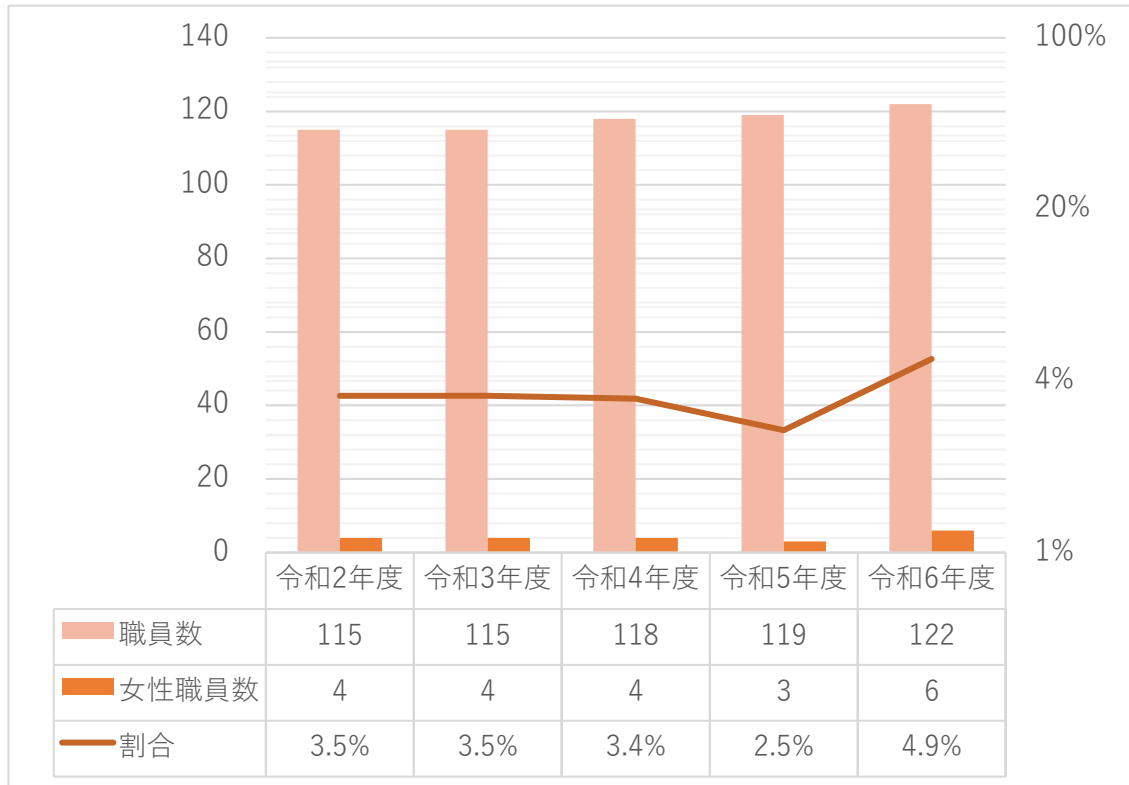
### Ⅳ 女性職員の活躍の推進に向けた現状分析

内閣府令に規定する状況把握項目(23項目)のうち、本消防組合にとって重要な4項目について課題分析を進め、状況を適切に把握して計画を策定した。

(参考1) 職員に占める女性職員の割合

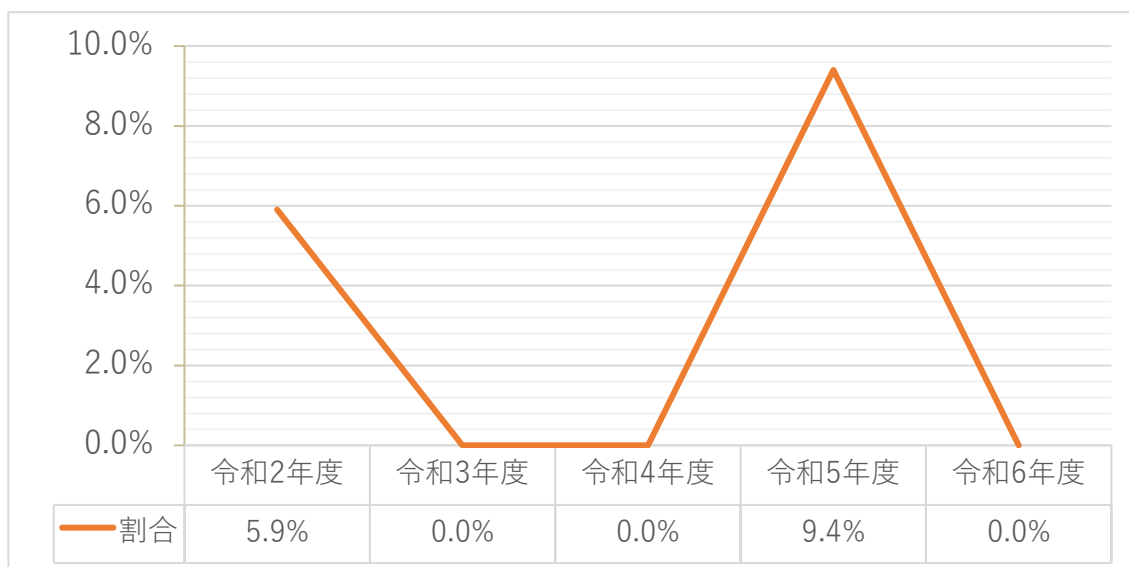
|              |      |
|--------------|------|
| 基準【令和7年4月1日】 |      |
| 全職員          | 123人 |
| 男性職員         | 117人 |
| 女性職員         | 6人   |
| 女性職員の割合      | 4.8% |

現在、全職員に占める女性職員の割合は4.8%であり、消防庁が掲げる10%の目標値に到達するためには、7名の女性消防職員を採用する必要がある。



職員に占める女性職員の割合は令和2年度と令和6年度を比較すると1.4%増と増加傾向にあるものの低水準であり、女性職員獲得が課題である。

### (参考2) 採用試験受験者の女性割合



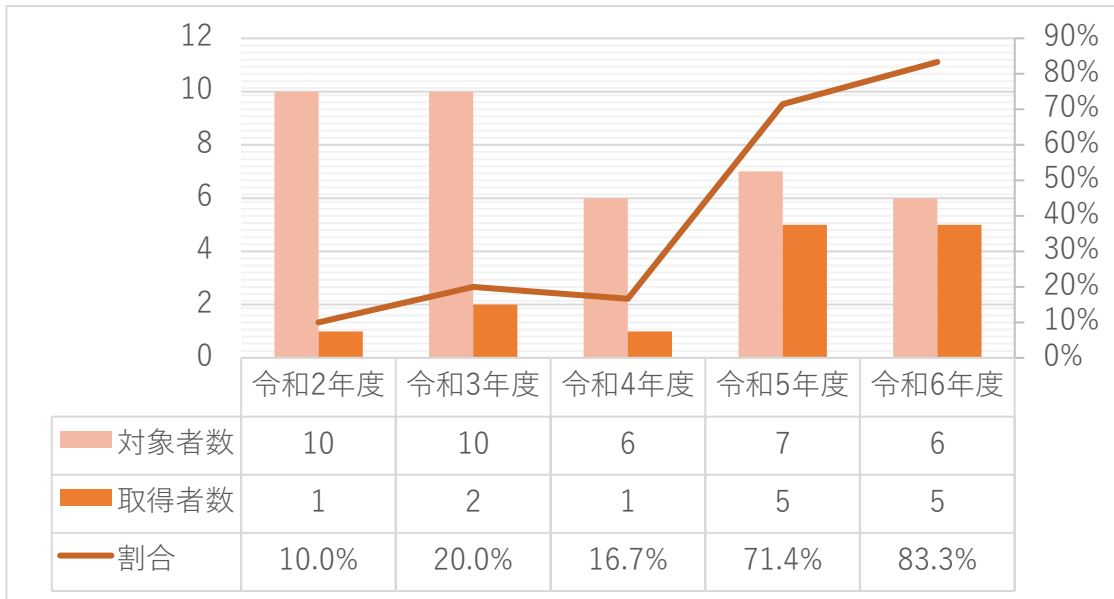
令和3年度、令和4年度及び令和6年度は女性受験者がなく、受験者獲得が課題である。

### (参考3) 男女別育児休業取得率

|           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 女性職員の対象者  | 2人    | 2人    | 2人    | 2人    | 2人    |
| 女性育児休業取得率 | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  |
| 男性職員の対象者  | 10人   | 10人   | 6人    | 7人    | 6人    |
| 男性育児休業取得率 | 0%    | 0%    | 16.6% | 0%    | 0%    |

女性職員については対象者全員が育児休業を取得しているのに対し、男性職員は年間0人または1人であり、積極的な育児休業制度の周知、勧奨が課題である。

(参考 4) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇



前回の計画（令和2年度～令和7年度）において策定した目標「令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上の割合を80%以上にする。」は令和5年度及び令和6年度で達成しており、育児に関する休暇を取得しやすい職場環境及び風土を醸成できたと評価しつつも、継続して休暇の取得を推進する必要がある。